

施設基準等に係る院内掲示について

【 明細書の発行について 】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても明細書を無料で発行することと致しました。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されております。ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

【 一般名処方加算 】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定せず、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月1日より患者さまが一般名処方の処方箋から長期収載品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「選定療養費」の対象となり、ご負担いただくことがございます。

【 電子的診療情報連携体制整備加算 】

当院では、オンライン資格確認システムを通じて取得した診療情報（薬剤情報・特定健診情報等）を活用し、より適切な診療を行う体制を整えています。

マイナ保険証の利用を推進し、医療DXを通じて質の高い医療の提供に努めています。

※電子処方箋には対応していません。

【 オンライン資格確認について 】

当院では、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入しています。

取得した診療情報を活用し、診療の質向上に努めています。

マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【 夜間・早朝等加算 】

厚生労働省の定めた診療報酬点数の算定基準に基づき、平日 18:00 以降、土曜 12:00 以降にご来院し受診された方に対して夜間・早朝等加算として 50 点が加算されます。

【 外来・在宅ベースアップ評価料（I）】

当院では、医療従事者の処遇改善に向けた取り組みを行っており、厚生局へ届出のうえ、外来・在宅ベースアップ評価料（I）を算定しています。初診・再診などの基本的な外来診療に対して、診療報酬上の評価として所定点数が加算されます。